

三浦市監査委員公表第5号

令和7年9月1日及び9月2日付け、同年9月3日到達受付した三浦市職員措置請求（住民監査請求）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を行い、当該請求に理由がないと認め、理由を付してその旨を請求人に通知したので、同項の規定に基づき次のとおりこれを公表します。

令和7年10月31日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

三浦市職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査結果について（公表）

1 請求人

三浦市■

■ ■ ■ ■

三浦市■

■ ■ ■ ■

2 請求の要旨

（1） 請求の趣旨

地方自治法第242条第1項に基づき、下記の行為について監査を求めます。

なお、本請求に関する事実経過を示すものとして、神奈川新聞記事等の証拠書類を添えて提出します。

（2） 請求の対象となる行為

ア 出口嘉一三浦市長は、令和7年2月28日の前職退職から同年6月29日の市長就任までの間、国民健康保険に未加入であった。その後、市は市長を遡及加入させ、同年8月19日までに保険税277,533円を納付させる手続を行った。

この過程において、市職員が市長個人の加入・納付手続を取り扱い、事務処理・調整等に従事したことは明らかである。

イ また、出口市長の平成13年から19年にかけての国民年金保険料631,900円の未納については、すでに時効により納付不能となっている。他市に係る事務であるため直接の徴収対象ではないが、当該未納に関して三浦市職員が調査・確認や報

道対応を行った。これも市長個人の不履行に伴う事務である。

(3) 請求の理由

ア 市に生じた具体的損害

(ア) 市職員が、市長個人の国保未加入・年金未納問題に関する調査、加入処理、納付事務、関係機関との照会・調整、住民や報道への対応に従事した。

(イ) この一連の業務に従事した時間に対して人件費が公金から支出されている以上、財務会計上、市に損害が生じている。

イ 住民側が把握できない点

(ア) 一般市民は、市役所内部において「誰が」「いつ」「どのような業務」を行ったか、またそれに要した具体的時間や人件費を直接確認することはできない。

(イ) これらの情報は市側が把握しているものであり、監査委員において調査・解明されるべき事項である。

ウ 行為が違法・不当である理由

(ア) 地方自治法第2条第14項は「地方公共団体の事務は住民全体の利益のために行う」と規定している。市長個人の過失に起因する事務処理はこれに反する。

(イ) 市長は、地方自治法第138条の4に基づき「執行機関の長」として、市政の公平性と中立性を保持すべき立場にある。

(ウ) 市職員に支払われた給与（人件費）が市長個人の利益処理に充てられた以上、これは不当な公金支出に当たる。

エ 市長を「一般市民」と同列に扱えない理由

(ア) 一部には「市長ではなく一般市民であっても、未納者には同様の事務手続きを行う」との見解もあるようだが、これは誤りである。

(イ) 市長は、地方自治法第140条に基づき「住民に義務の履行を求め、執行を担う立場」にあり、単なる一私人とは法的地位が異なる。【地方自治法第140条とあるのは、同法第138条の2の2が正しい。請求人了承済み。】

(ウ) 国民健康保険法第5条は「国民健康保険の被保険者は、住所を有するすべての者」と規定し、国民年金法第7条は「日本国内に住所を有する者は原則として第1号被保険者となる」と定めている。市長も当然にこれらの義務を負うが、その怠慢は「市政を監督する立場にありながら自らの法的義務を怠った」点で一般市民とは質的に異なる。

(エ) 一般市民の未納事務は「通常の行政事務」として処理されるが、市長の未納処理は「組織の威信保持や不祥事隠蔽対応」が不可避に伴う。そこに職員に従事させたこと自体が行政資源の私的利用である。

(オ) よって、市長のケースを「一般市民と同じ」とする論理は、法的地位の

違いを無視した不当な見解であり、監査委員はこれを退けなければならない。

オ 財務会計事務の中立性を損なう点

(ア) 地方自治法第2条第14項は「地方公共団体の事務は住民全体の利益のために行う」と規定しており、財務会計事務も当然にこの原則に従わなければならない。ところが、市長個人の国保未加入・年金未納に伴う事務処理は、市民全体の利益ではなく、市長という特定個人の利益のために行われている。これは自治法の原則に反する。

(イ) 地方自治法第138条の4第1項は、市長に「誠実義務」を課しており、また第2項は「執行機関は公正かつ効率的に事務を処理しなければならない」と定めている。市長が自らの不始末に職員に従事させたことは、公正・中立な執行機関の在り方を損なう行為である。【地方自治法第138条の4第1項とあるのは、同法第138条の2の2が正しい。また、第2項とあるのは、該当する条項は見当たらないが、鉤括弧内の趣旨として捉えた。請求人了承済み。】

(ウ) さらに、地方公務員法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない」と規定し、第35条は「職員は、その職務を遂行するに当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めている。市長個人のために従事させられた職員は、本来の「住民全体の奉仕者」としての業務から逸脱させられたことになる。

(エ) 加えて、地方自治法第232条の2は「地方公共団体の歳出は、その目的をもって正当なものでなければならない」と規定している。市職員に支払われた給与（人件費）は、住民全体の利益に資する行政事務の遂行に対して支出されるべきであるが、本件では市長個人の利益処理に充てられており、歳出の正当性を欠いている。【地方自治法第232条の2とあるのは、鉤括弧内の趣旨として捉えた。請求人了承済み。】

(オ) 市長は、住民に対して保険料や税の履行を指導する立場にありながら、自ら未納を放置し、その処理に部下職員に従事させた。これは「市長個人のために財務会計事務が歪められた」と市民に受け止められることは必然であり、行政の中立性・公正性に対する信頼を根本から損なうものである。

カ 証拠書類の添付について

(ア) 監査事務局は「財務会計上の行為を客観的に証明できる書類を添付せよ」と求めているが、内部文書（決裁文書・勤務記録・給与台帳等）は市側が保有しており、請求人が入手することは不可能である。

(イ) これらを調査・確認するのは監査委員の固有の職責であり、請求人に求めるのは行政の不作为に等しい。

(ウ) よって、監査委員において関係書類を調査・収集し、事実を解明された。

(4) 請求の内容

ア 本市職員が従事した財務会計行為の具体的内容

出口嘉一三浦市長の国民健康保険・国民年金に関する未納・未加入対応に関連して、市職員が従事した財務会計行為は、以下のとおり具体的に整理されます。

(ア) 国民健康保険税の遡及加入手続

a 対象期間：令和7年2月28日（前職退職日）～令和7年6月29日（市長就任日）

b 職員が行った業務内容：

- (a) 市長個人の国民健康保険への遡及加入に関する書類作成
- (b) 退職日から市長就任日までの未加入期間分の保険料（277,533円）の算定
- (c) 保険料納付手続の実施および納付確認
- (d) 関係機関（神奈川県市町村職員共済組合・市国保課）との照会・調整
- (e) 関与職員：詳細は監査委員に調査願い
- (f) 事務処理に要した期間：令和7年6月30日～令和7年8月19日（納付完了日まで）

(イ) 国民年金保険料の未納確認および納付手続

a 対象期間

- (a) 遡及対応：令和7年2月28日～6月29日分（52,000円）
- (b) 過去未納分：平成13年～19年（631,900円、時効納付不可）

b 職員が行った業務内容：

- (a) 国民年金保険料の未納期間の確認
- (b) 遡及納付に関する書類作成・納付手続
- (c) 関係機関との照会・調整
- (d) 報道対応・住民からの問い合わせ対応
- (e) 関与職員：詳細は監査委員に調査願い
- (f) 事務処理に要した期間：令和7年6月30日～令和7年8月9日（納付完了日まで）

(ウ) 報道対応・住民説明

a 三浦市記者発表に向けた文書作成、事実確認、報道機関への対応

b 関与職員：広報課・担当課職員

c 事務内容：

- (a) 記者発表資料の作成
- (b) 市長・関係部署との事実確認
- (c) 報道機関からの問い合わせ対応

(d) 所要期間：詳細は監査委員に調査願い

イ 市に生じた損害の内容と発生要因

(ア) 損害の内容

- a 本件事務に従事した市職員の給与（人件費）が、公金から支出された点
国保・年金遡及対応及び記者発表対応に要した職員の労務費
- b 遡及手続きや報道対応のために、本来の市民サービス業務から職員が逸脱した点
- c 住民全体の利益に資する業務への従事が減少
上記により、市の財務会計上、職員給与の支出という形で具体的な損害が発生。

(イ) 損害発生要因

- a 出口市長個人の国民健康保険・国民年金未納および手続遅延
- b 記者発表対応や報道機関対応の必要性
- c 上記事案に対する市職員の従事による公金支出および業務リソースの消費

ウ 監査請求の具体的内容

(ア) 市職員が従事した、出口市長個人の国民健康保険税未加入・未納処理および国民年金保険料未納確認に関する一連の事務について、

- a 従事した職員名・所属
- b 従事した時期・業務内容
- c これに要した人件費（給与支出額）

を監査委員により明らかにした上で、当該支出の適法性・妥当性を監査すること。

(イ) 市職員の労務が市長個人の利益のために充てられ、市に損害が生じている場合には、出口市長に対して弁償請求その他必要な法的措置を講ずること。

(ウ) 本件についての監査結果を住民に公表すること。

(5) 添付書類

ア 第1号証 神奈川新聞記事（令和7年8月22日付）の写し

イ 第2号証 三崎港報（令和7年8月22日付）の原本

（以上請求書原文のとおりである。なお、請求書本文中の指示番号等については、引用の際適宜修正した。また、事実証明書は省略する。）

3 請求の受理

本請求書は、令和7年9月3日付けで收受し、要件審査の結果、本請求書による請求（以下「本請求」という。）は、地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年9月10日付けで受理した。

[受理に関する補足説明]

- (1) 請求人が監査請求の直接の監査対象を財務会計上の行為としていないことについて

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されており、その対象の違法性又は不当性については、原則として財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものに限られるとされている。

ただし、例外的に原因行為が著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があると認める場合に限って、先行する原因行為の違法性又は不当性が後行の財務会計上の行為に承継されるものと解されている（平成4年12月15日最高裁判決参照）。

このことから、当該住民監査請求においては、市職員が従事した一連の業務を先行行為としてとらえ、当該業務が「著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある」と認められる事実があるか否かを監査する必要があるものと判断した。

- (2) 請求人が監査請求の対象となる財務会計上の行為を具体性・特定性をもって適示していないことについて

監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、このことは、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではないとされている（平成16.12.7最高裁判決）。

当該住民監査請求は、監査請求書等から、監査請求の対象となる特定の財務会計上の行為（先行行為を含む。）を認識することができる程度に適示されているものと判断した。

4 監査の実施

- (1) 監査の期間

令和7年9月3日から同年10月27日まで

- (2) 監査の対象部署

政策部政策課、政策部財政課、総務部人事課、保健福祉部保険年金課

- (3) 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

令和7年9月16日、請求人の陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。

ア 請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

出口市長の国保未加入・年金未納は、市長個人の責任に基づくものでありながら、市職員が、その処理や報道対応に従事していました。その人件費は、公金から支出されており、市に財務会計上の損害が発生しているため、一般市民の事務

処理とは異なり、市長は、地方自治法上執行機関の長として、公正性・中立性を保持する立場です。市長の未納処理は不祥事対応や組織の威信保持も伴い、職員が通常業務以上の対応を余儀なくされました。よって、一私人としての処理とは質的に異なると私どもは思っております。

職員が市長個人のために事務に従事した結果、その人件費が公金から支出されました。本来は、住民代表の利益に資する業務に使われるべき公金が、市長個人の義務不履行処理に充てられたため、財務会計上の損害が生じています。市職員の勤務時間や給与明細は、請求人が直接入手できません。監査委員において、調査・算定をお願いしたいと思っているところです。外部の請求人には、内部文書・決裁文書・勤務記録・給与台帳など入手する権限がありません。新聞報道は市役所発表に基づくものであり、事実関係を示す資料です。神奈川新聞及び、市の公式発表資料を証拠の提出としておりまして、改めてここに資料として提出するものではありません。

地方自治法第2条第14項は、「住民全体の利益のために事務を行う」と定めています。市長個人の不履行に起因する事務は住民全体の利益ではなく、特定個人の利益に過ぎず、同条に反します。また、地方自治法第232条の2が定める歳出の正当性にも欠けるというふうに我々は思っています。背景としては、市長が自ら国保料を滞納した場合、その整理や対応に市役所の事務が割かれることになります。

ここで問題となるのは、市役所がそのために行う支出や事務処理が法的に許されるかどうかという一点です。歳出の正当性とは、地方自治法第232条の2は、地方公共団体の支出、歳出ですね、住民全体の利益に資する正当な理由があることを求めています。つまり、市のお金や人的資源は公共性のある場合に限って使えるというルールがもうすでに確立しています。

今回のケースに当てはめると、市長個人が国保料を払っていない。本来は、私人として解決する問題です。これに市役所の組織、部下や職員の予算を使う、それは市長の個人の利益に過ぎず、住民全体の利益とは言えません。よってその支出は、事務処理歳出の正当性は欠くと評価されるということだと私どもは思っております。一般市民の未納処理は、通常の事務にとどまりますが、市長の場合は、行政組織の信頼維持や報道対応まで伴うため、市職員の労務が本来業務から逸脱して動員されます。この点で、公金の支出の性質が異なっているというふうに我々は思っています。

そこで、監査委員の皆さんにぜひともお願いしたいのは、職員が従事した業務の内容・期間・人員・人件費を明らかにしていただきたい。その支出が適法かつ妥当かを監査していただきたい。不当な支出であれば、出口市長に弁償請求、そ

の他必要な措置を講じていただきたい。そして、結果を市民に公表していただきたい。それが私どもの願いです。

仮に、適法で、不当でない結果が出たとしても、その場合でも、少なくともどのような業務が行われ、どれだけの人件費が費やされたのかを住民に明らかにしてほしい。それ自体が住民監査請求の意義であり、市民に対する説明責任の履行だというふうに我々は考えています。市長個人の発出による発生した業務であるため、その人件費相当分を弁償するなどの措置を講じるべきだというふうに私どもは考えています。

市長は、地方自治法第138条の4に基づく「誠実義務」を負う立場にあり、自らの義務不履行を市職員に加担させるのは許されないというふうに思います。やむを得ないではなくて、市長の自覚不足によって発生した事務であり、その責任は逃れられません。地方自治法第138条の4は、市長に対して市の事務を誠実に行わなければならないと義務を課しています。つまり、市長は市役所のトップとして、自分の仕事や手続きをきちんとやる責任があります。ところが、市長がその義務を怠った場合、発生した手続きや処理を市職員にやらせて、穴埋めをさせるというのは、私どもは筋違いだと思っています。

職員の仕事は本来、市民全体の利益のための行政サービスであって、市長個人の不始末を処理するためにあるのではない。したがって、市長が自分の義務を果たさず職員に尻拭いさせるのは、法律の求める誠実な職務遂行に反する行為だというふうに私どもはと思っています。職員は、市民全体の業務を後回しにして、市長個人の尻拭いさせられることになっていたというのが事実だと思っています。

以上が私どもの陳述の主旨です。

イ 陳述の際、新たな証拠の提出はなかった。

(4) 三浦市長（監査対象部課等）からの弁明書及び証拠書類の提出

令和7年10月3日、三浦市長（監査対象部課等）から弁明書及び証拠書類の提出があった。

ア 弁明書の要旨は、次のとおりである。（なお、弁明書本文中の指示番号等については、引用の際適宜修正した。）

(ア) 弁明の趣旨

本件請求は、却下又は棄却されるべきものとする。

(イ) 請求書記載事項に対する事実及び法的主張に対する認否等

本件請求に係る住民監査請求書（以下「請求書」という。）に記載の事項についての、事実に関する認否及び法的主張は、請求書記載の順に応じて、それぞれ次のとおりである。

a 「（2）請求の対象となる行為」について

(a) 「ア」記載の事実について

「ア」記載の事実中、「同年6月29日」とあるのは、「同年7月18日」が正しく、「市は市長を遡及加入させ」とあるのは「市長個人は遡及加入の手続を行い」が正しい。

その余は概ね認めるが、「保険税277,533円」については、令和7年8月19日までに市長個人が納付した国民健康保険税のうち、市長個人が適切な時期に納付することが出来なかった、令和7年3月から5月までの間に対応する部分の額を指す。

(b) 「イ」記載の事実について

「イ」記載の事実中、「他市に係る事務」とあるのは「国に係る事務」が正しく、その余は認める。

(c) 「ア」「イ」記載の行為が請求対象外であることについて

「ア」「イ」記載の、市長又は市職員の行為については、個別・具体的財務会計行為ではなく、地方自治法第242条に基づき措置の請求ができる事項には当たらない。

b 「(3) 請求の理由」について

(a) 「ア 市に生じた具体的損害」について

a 〃 「(ア)」記載の事実については認める。

b 〃 「(イ)」記載の主張につき、請求人は職員人件費の支出によって市に損害が生じている旨を主張していると考えられるが、これらについては争う。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる「公金の支出」については、支出負担行為、支出命令、支出のいずれかに該当する行為を他の適法妥当な行為と区別できる程度に摘示しなければならないところ、請求人の主張はこれらを具体的に摘示しているとは認められず、このことをもって、本件請求は不適法なものとして却下されるべきである。

ただし、当該主張を善解し、仮に、請求人によって令和7年6月29日から8月19日までの間における、職員の給与に係る具体の支出負担行為等が摘示されているとみたとしても、それらは適法・適当な支出であって、市に損害が生じているとはいえない。

(b) 「イ 住民側が把握できない点」について

前記(a) b 〃に記載のとおり、「公金の支出」についての住民監査請求に際しては、具体の財務会計行為が摘示されるべきところ、本件請求においてはこれらがなされておらず、不適法なものと思料する。

(c) 「ウ 行為が違法・不当である理由」について

「(ア)」から「(ウ)」までにおいて、請求人は、職員に支払われた

人件費が市長個人の利益処理に充てられた不当な公金支出である旨主張するが、これらについては争う。

本件において職員が従事した事務は、市長個人に起因することではあるが、後記のとおり、公益上必要な事務処理であって、市長個人の利益処理に充てられたということはない。

(d) 「エ 市長を「一般市民」と同列に扱えない理由」について

a 「(ア)」記載の見解については不知であり、「(イ)」記載の主張については概ね認めるが、「地方自治法第140条」とあるのは「地方自治法第138条の2の2」等市長の職務の趣旨等についての規定が妥当する。

b 「(ウ)」の記載中、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条の規定趣旨について、各規定は被保険者の資格を定めているという点においてその主張は正確を欠く上、市長個人と一般市民の位置づけに関するとされる主張部分は、争う。同各法において、市長個人と一般市民の負う義務の性質が異なる旨の定めは存在せず、両者が負う義務の性質は等しいというべきである。

c 「(エ)」及び「(オ)」記載の、一般市民における公課の未納と、市長個人における公課の未納に係る市の事務処理についての性質の違いについては、その主張は根拠を欠くものであり、争う。いずれにせよ、両者の事務処理の性質に差異を設ける法律の定めは存在せず、市長個人に係る事務処理に職員に従事させることが行政資源の私的利用と位置付けられることも、不当な事務処理と評価されることも、一切ないというべきである。

(e) 「オ 財務会計事務の中立性を損なう点」について

a 「(ア)」記載の主張については、争う。前記のとおり、市長個人に係る国民健康保険法及び国民年金法に基づく事務処理の位置付けは、一般市民と何ら変わるところは無い。また、同各法に基づく事務以外のものとして行われた報道発表等の事務処理については、専ら、執行機関である市長の職務に関し、市民一般に対して状況についての説明責任を果たす公益上の必要性に基づくものであって、市長個人の利益のために行われているものでもない。

b 「(イ)」の記載のうち、「地方自治法第138条の4第1項」とあるのは「地方自治法第138条の2の2」が妥当し、また「第2項」とされる趣旨の規定は特に当たらないほか、主張は争う。前記のとおり、本件において職員が処理した各事務については、国民健康保険法及び国民

年金法の定めに基づくものや、執行機関である市長の職務に関する公益上の必要性に基づくものであって、請求人の主張する公正・中立な執行機関の在り方とは、特段関係しない。

c 「(ウ)」記載の主張については、争う。前記のとおり、本件において職員が処理した各事務処理については、法律の規定その他公益上の必要性に基づくものであって、各職員における地方公務員法上のサービスの基準あるいは職務専念義務に、何ら反するものではない。

d 「(エ)」及び「(オ)」の記載のうち、地方自治法第232条の2は、寄附又は補助について定めるものであり、主張の根拠とはならないが、いずれせよ、主張については争う。前記のとおり、本件において職員が処理した各事務処理については、法律上の規定その他公益上の必要性に基づくものであって、市長個人の利益処理に充てられているものではなく、違法・不当は認められないし、これに係る職員の給与の支出にも違法・不当はないというべきである。

(f) 「カ 証拠書類の添付について」について

「(ア)」から「(ウ)」までの主張については、概ね争う。

前記のとおり、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる「公金の支出」については、支出負担行為、支出命令、支出のいずれかに該当する行為を他の適法妥当な行為と区別できる程度に摘示しなければならないところ、請求人の主張はこれらを具体的に摘示しているとは認められないので、その点において本件請求は不適法であり、却下されるべきである。

ただし、当該主張を善解し、仮に、請求人によって令和7年6月29日から8月19日までの間における、職員の給与に係る具体の支出負担行為等が摘示されているとみたとしても、それらはいずれも、適法・適当な支出である。

c 「(4) 請求の内容」について

(a) 全般について

請求人が主張する、職員が従事した事務に関しては、賦課・徴収に関する一部の事務を除き財務会計行為ではなく、請求人の主張によるところの職員給与の支給という財務会計行為の原因となる、いわゆる先行行為として位置づけられるものである。

(b) 「ア 本市職員が従事した財務会計行為の具体的内容」について

a 「(ア) 国民健康保険税の遡及加入手続」について

「a 対象期間」については、趣旨が不明であるが、実際の事務処理に要した期間としては、「b」の特定に従う。

「b 職員が行った業務内容」については、概ね認めるほか、事務処理に要した期間については、記載のとおり、令和7年6月30日から8月19日として本書弁明を行う。

この項目に関する、実際の職員の事務従事状況については、別紙のとおりである。

b 〱 「(イ) 国民年金保険料の未納確認および納付手続」について

「a 対象期間」については、認める。

「b 職員が行った業務内容」については、概ね認めるほか、事務処理に要した期間については、記載のとおり、令和7年6月30日から8月9日として本書弁明を行う。

この項目に関する、実際の職員の事務従事状況については、別紙のとおりである。

c 〱 「(ウ) 報道対応・住民説明」については、業務内容を含め、概ね認める。

この項目に関する、実際の職員の事務従事状況については、別紙のとおりである。

(ウ) 弁明の理由

a 本件の各事務処理が、公務として適法・適当なものであることについて

(a) 本件において請求人が摘示する、職員が従事した各事務処理に関しては、国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務処理を除き、具体的財務会計行為ではなく、請求人が主張するところの職員給与の支給という財務会計行為の原因となる、いわゆる先行行為として位置づけられるものである。

これらについては次のとおり、法律上の必要に基づき、又は本市の公益上必要な事務処理に係るものであり、その手段・態様においても合理的なものであって、違法・不当な点はない。

(b) 国民健康保険その他健康保険の加入に関する相談対応に係る事務について

a 〱 市長個人に関する健康保険については、就任後にあつては、被用者保険である神奈川県市町村共済組合における健康保険に加入することとなり、総務部人事課においては、職員が、一般職の職員と同様に、加入を含めた健康保険制度について市長個人に説明し、必要な関係手続について、同組合との間で書類送付等の事務処理に従事することとなるが、これらについては、係る事務を分掌される同課職員としての通常の業務である（三浦市事務分掌規則（昭和46年三浦市規則第5号）：人事課の項の(7)、(8)、(11)）。

- b 〱 また、神奈川県市町村共済組合への加入手続に際しては、従前の健康保険加入状況について適宜確認すること、必要に応じた手続状況に関する相談や、関係機関への相談等について職員に案内すること等についても、総務部人事課に対する前記事務分掌に基づいた、通常の業務である。
- c 〱 そしてこれらのことについては、首長であり特別職である市長と、他の一般職に属する職員との間で、扱いに差を設けることについての法律上の根拠や要請は無く、市としては、広く社会保険制度における手続等については、職員が関係する範囲において、制度の適用に混乱が生ずることの無いよう適宜の指導・案内を行うべきものであり、これらのことは、地方自治法第2条第8項所定の自治事務として、自治体運営における公益上の必要性に基づくものである。
- d 〱 また、これらの事務につき、各職員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条（職務専念義務）のほか、三浦市職員服務規則（昭和46年三浦市規則第7号）第2条（服務の原則）に基づき、都度誠実に、業務遂行に専念すべき責務を負うのであって、実際、職員は各事務処理について誠実に専念し、行っている。
- e 〱 請求人は、関連する事務処理につき、市長個人の利益処理に充てられている旨主張する。ここでいう市長の位置付けは、行政機関あるいは国民健康保険の保険者としてではなく、あくまで当該法令に基づく権利義務を有する一個人としての位置付けである。しかし、前記のとおり、その事務取扱いは他の一般職の職員と変わるところはなく、法律に基づく事務処理でこそあれ「個人の利益処理」と表現・評価される要素はない。

これらのほか、各事務処理はその手段・態様においても合理的なものであって、いわゆる先行行為としても、違法又は不当な点は一切ない。

(c) 国民健康保険に係る届出等手続の処理、案内その他国民健康保険法に基づく事務処理及び国民健康保険税の賦課徴収に関する事務について

- a 〱 市長個人に関する国民健康保険については、市長就任前の期間に係る届出の未了又は国民健康保険税の賦課徴収について、就任後にある場合は、被用者保険である神奈川県市町村共済組合における保険加入に差支えのある場合等について、国民健康保険への加入を案内する等、保険年金課においては、職員が、一般市民に対する場合と同様に、国民健康保険制度について市長個人に説明し、制度主管部署として法令上必要な手続を案内するとともに、加入のあった場合には、国民健康保険税の賦課・徴収を行うが、これらについては、係る事務を分掌される同課職員

としての通常の業務である（三浦市事務分掌規則：保険年金課の項の（１）、（３））

b 〱 そして、これらのことについては、首長であり特別職である市長（国民健康保険の保険者の立場でもある。）と、他の一般職に属する職員との間で、扱いに差を設けることについての法律上の根拠や要請は無く、市としては、相手を問わずに適宜の事務処理を行うべきものである。

c 〱 また、これらの事務につき、各職員が地方公務員法等に基づいて都度誠実に業務遂行に専念すべき責務を負うこと、実際、職員が各事務処理について誠実にを行っていることについても、前記（b）の d 〱 と同様である。

e 〱 請求人は、関連する事務処理につき、市長個人の利益処理に充てられている旨主張するが、前記（b）の e 〱 と同様に、そのようなことはなく、このほか各事務処理はその手段・態様においても合理的なものであって、いわゆる先行行為としても、違法又は不当な点は一切ない。

(d) 国民年金への加入の案内、国民年金保険料の未払いに関する調査について

a 〱 市長個人に関する国民年金関係の資格の取得等について、その他法令上義務付けられる届出の手續を案内する等、保険年金課においては、職員が、一般市民に対する場合と同様に、国民年金制度について市長個人に説明し、制度主管部署として、国民年金保険料の納付状況の調査を含め、法令上必要な手續等を案内することとなるが、これらについては、係る事務を分掌される同課職員としての通常の業務である（三浦市事務分掌規則：保険年金課の項の(12)）

このほか、国民年金法に基づき市が処理する届出事務に関しては、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。

b 〱 そして、これらのことについては、首長であり特別職である市長と、他の一般市民との間で、扱いに差を設けることについての法律上の根拠や要請は無く、市としては、相手を問わずに適宜の事務処理を行うべきものである。

c 〱 また、これらの事務につき、各職員が地方公務員法等に基づいて都度誠実に業務遂行に専念すべき責務を負うこと、実際、職員が各事務処理について誠実にを行っていることについても、前記（b）の d 〱 と同様である。

d 〱 請求人は、関連する事務処理につき、市長個人の利益処理に充てられている旨主張するが、前記（b）の e 〱 と同様に、そのようなことはなく、このほか各事務処理はその手段・態様においても合理的なもので

あって、いわゆる先行行為としても、違法又は不当な点は一切ない。

(e) 報道発表その他事案に関する外部対応、これらに関連する職員間の協議等について

a 〱 本件の、市長個人の国民健康保険及び国民年金に係る届出義務の違反、国民年金保険料の未納に関する一連の状況については、令和7年8月21日、報道発表として一般公表した。

当該事案は市長個人の、専ら市長就任前の行為に起因するものであるが、就任後には、市長は、地方自治法所定（第138条の2の2、第138条の4第1項）の執行機関であり、行政機関、国民健康保険における保険者でもある。

b 〱 市長は、地方自治法上の執行機関のうちでも、合議体により構成されるものでなく、一自然人によって成り立ち、かつ、補助機関又は附属機関による事務執行又は意思決定の補助を得て、施策を講ずるべき立場にある。

この場合において、当該一自然人において非違行為があった場合、当該執行機関等の機能を果たすに一般市民からの信頼が得られず、あるいは担任事務の執行について一般市民の不安感等が拭えない、いわゆる信用失墜行為があったものとして、それを回復・解消するため、状況に係る事実と評価を対外的に公表し、執行機関としての説明責任を果たすことが、公益上必要となる。

また、これに必要な個々の職員による事務処理については、具体には、報道機関に対する発表や、インターネット上の市の設置するウェブサイト、SNS等において発表、このほかに、広く市政に対する意見を徴した上でこれに応答する形での公表（本市においては、インターネット目安箱の制度として運用されている。）が挙げられ、本件においてもそのように対応している。

c 〱 係る事務を分掌されるのは政策課であり、通常の業務である（三浦市事務分掌規則：政策課の項の(20)～(22)）。また、それらの事務処理は、十分に公益上の必要性が認められるものであり、地方自治法第2条第8項所定の自治事務として位置付けられるものである。

d 〱 そして、これらの事務処理に際しては、重要な事項として、市長のほか庁内の関係幹部職員における協議を経て対応方針を定める必要があり、係る協議への従事についても、職員による事務処理の一端となる。

e 〱 さらに、これらの事務処理につき、各職員が地方公務員法等に基づいて都度誠実に業務遂行に専念すべき責務を負うこと、実際、職員が各事務処理について誠実に行っていることについても、前記（b）のd 〱

と同様である。

- f 請求人は、関連する事務処理につき、市長個人の利益処理に充てられている旨主張するが、前記のとおり、当該事務は本市における執行機関等の位置づけによる市長につき、非違行為による信用失墜を回復し、及び行政としての説明責任を果たすため、本市の公益上の必要性に基づくものである。

このため、各事務処理は市長個人の利益処理に充てられている旨の批判は全く当たらず、かつ、各事務処理はいわゆる先行行為としても、違法又は不当な点は、一切ない。

- b 本件の各事務処理に従事した職員に対する給与の支給は、適法・適当なものであることについて

(a) 本件請求における請求人の主張については、対象となる具体の財務会計行為が摘示されていないなど、その趣旨が判然としない部分があるが、要旨、本件における市長個人の国民健康保険等における届出義務違反等に起因して市職員が従事した事務は市長個人の利益処理に充てられたもので、違法・不当であり、この事務に従事した職員に対する給与の支給も違法であり、当該給与相当額の損害が市に生じているとして、市長に対し当該損害賠償の請求等の措置を求めるものであると思料される。

(b) この場合において、市職員が従事した事務（前記（ウ）の a の（b）から（e）まで）のうち国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務以外の部分については、いわゆる先行行為（非財務会計行為）であり、これに仮に違法がある場合でも、いわゆる後行行為（財務会計行為）にその違法性が承継されるのは、先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法が存する場合に限られる。

本件における請求人の主張は、要旨、後行行為である財務会計行為の違法・不当によって市に損害が生じているとのものであるから、この場合、職員給与の支給に係る各財務会計行為そのものに、先行行為とは特に関係のない違法・不当な点があるか、又は前記のとおり、先行行為が違法であり、かつ、著しく合理性を欠くものであった場合に、その違法性が承継されていないかが問題となる。

(c) これらを本件についてみると、前記のとおり、先行行為である事務処理については、いずれも法令に基づき、公益上の必要に応じて行われたものであり、著しく合理性を欠くこともなく、違法性は認められないというべきである。したがって、この場合の後行行為たる財務会計行

為である、職員に対する給与の支給に係る支出負担行為、支出命令行為も、違法性を帯びることはない。

また、各財務会計行為については関連例規に基づいて適切に決定・執行されており、先行行為と関係がない部分においても、違法・不当な点はない。

これらの点から、財務会計行為により市に損害が生じているものとはいえず、請求人の本件請求には理由がないというべきである。

(d) 以上が、本件請求に対する弁明の理由である。

イ 弁明書提出の際、【弁明書別紙】の提出があった。

(ア) 本件請求書において摘示される範囲において、職員が従事した各事務処理に関する事実経緯

a 「国民健康保険税の遡及加入手続」について

(a) 市長就任前の令和7年6月18日に、市長個人から政策部政策課職員へ保険加入の手続等についての問い合わせがあり、総務部人事課へ伝達した。

(b) 令和7年6月20日、人事課職員が必要書類を取りまとめ、政策課職員から市長宛てに電子メールで送信した。

(c) 令和7年6月30日、市長が初登庁し、人事課職員によって、本市一般職員と同様に行う神奈川県市町村共済組合への加入手続に際して、市長個人から同職員に対し、国民健康保険の手続の未了などについての相談がなされた。

市長個人は、市長就任前において、前職を退職した令和7年2月末日以降、6月29日の市長就任時点に至るまで、従前の加入健康保険の脱退又は任意継続について当該保険者と手続上の協議・調整を行っていたが、当該手続が保留のまま、同日に至っていたものであり、この間、国民健康保険を含め、健康保険に未加入の状態であった。

(d) 令和7年7月2日、市長個人から人事課職員に対し、共済組合加入手続の必要書類が提出された。

(e) 令和7年7月3日、人事課職員から神奈川県市町村共済組合に対して共済組合加入手続における必要書類が提出された。

(f) 令和7年7月15日、神奈川県市町村共済組合から人事課宛てに一部を除き世帯の資格確認書が届き、政策課職員経由で市長個人へ伝達した。

(g) 令和7年7月18日、神奈川県市町村共済組合から人事課宛てに家族の一部につき加入不可との書類が届き、同課職員から市長個人へ伝達した。

これを受け、市長個人から保健福祉部保険年金課長に対して状況を説明したところ、同課長から、市長個人の世帯全員につき、市長就任前の同年3月から5月までの間、遡及しての国民健康保険への加入（法により義務付けられる届出）手続、及び6月以降について、家族の一部につき同様の手続を行うことが必要であり、速やかに手続を進めるべき旨案内がなされ、同日、前職退職後の同年3～5月分の世帯全員と、家族の一部につき同年6月以降分の、国民健康保険法所定の届出書が、市長個人から市に提出された。

(h) 前記届出について、令和7年7月18日以後、保険年金課職員が内容を確認・検討を行い、同月23日、事務処理のための必要な起案・決裁を経て、保険年金課長から市長個人に対し、国民健康保険に加入した本人及び家族分の資格確認書が交付された。

(i) 令和7年8月8日、保険年金課職員は、市長個人が遡及的に加入した国民健康保険に係る国民健康保険税について、事務処理のための必要な起案・決裁を経て、市長個人あての賦課を行うとともに、納入通知書類を作成した。

(j) 令和7年8月15日、保険年金課長から市長個人に対し、前記遡及的加入に伴う国民健康保険税の納入通知書類（令和6年度分・令和7年度分）が交付された。

(k) 前記納入通知書類を受けた市長個人は、令和7年8月18日、令和7年3月（令和6年度）分及び令和7年8月（令和7年度第3期）分の国民健康保険税を納付した。

(l) 令和7年8月19日、市長個人が、令和7年9月分から令和8年1月分まで（令和7年度第4期～8期の5期分）の国民健康保険税を納付した。これにより、加入（届出）手続の遅れにより、本来納付すべき時期に納付できなかった国民健康保険税相当額『令和7年3月～5月』分（277,333円）については、全て納付対応されたこととなった。

b 「国民年金保険料の未納確認および納付手続」について

(a) 前記「a」の手続・事務処理の過程において、市長個人の国民年金に係る市に対する手続（厚生年金から国民年金への切替え手続）についても、令和7年2月末日以降、未了であったことが判明し、市長個人及び職員は、これに次のとおり対応した。

(b) 令和7年7月18日、前記「a」の「(g)」において、市長個人の健康保険に関する手続の未了及び国民健康保険への加入について、保険年金課長との間で相談・案内が行われた際、市長から、市長個人の国民年金に関する手続（法により義務付けられる届出）が未了である旨の

相談が併せて行われ、保険年金課長からは、遡及しての届出手続を行うことが必要であり、速やかに手続を進めるべき旨案内がなされ、同月23日、国民年金法所定の届出書が、市長個人から市に提出された。

(c) 令和7年7月28日、年金事務所（国所管）から市長個人あて、令和6年度から7年度分までの国民年金保険料の納付書類が発送され、同月30日頃までに市長個人に届いた。

(d) 令和7年8月9日、市長個人は、令和7年3月分（令和6年度・16,980円）及び4月分・5月分（令和7年度・35,020円）の国民年金保険料を納付した。これにより、前記手続の遅れにより、本来納付すべき時期に納付できなかった国民年金保険料『令和7年3月～5月』分（52,000円）については、全て納付対応されたこととなった。

(e) 一方で、前記令和6・7年度の市長個人の国民年金に係る手続に際し、令和7年8月4日、市長個人の、より過去における国民年金保険料の納付状況について、市長個人から保険年金課長に併せて相談が行われ、これを受けた保険年金課長は、同日、調査を行い、平成13年度から平成19年度までの間における市長個人の国民年金保険料631,900円が未納であり、また、当該保険料の全ては、国民年金法第102条第3項に基づく消滅時効（2年）が完成していることにより、今日的な納付ができないものであることが確認された。

この調査結果については、同日、保険年金課長から市長に報告された。

c 「報道対応・住民説明」について

(a) 前記「a」「b」に係る、市長個人の国民健康保険及び国民年金に係る届出義務の違反、国民年金保険料の未納に関する一連の状況については、報道発表の必要性等について市長室、政策部、総務部、保健福祉部の各理事・部長以下管理職員による協議が行われ、報道発表を行う必要が認められた。

その後、令和7年8月20日、政策課職員によって関係資料が調製・起案され、翌21日に決裁、報道発表として一般公表した。

(b) 前記8月21日の報道発表に対し、政策部政策課職員は、同日、報道機関3社から取材を受け、これに対応した。

(c) 前記8月21日の報道発表以後、保険年金課職員は、同日、電話での市民意見に対応したほか、政策課職員又は保険年金課職員は、同月29日には専用フォームで意見が寄せられことへの対応、9月1日には目安箱での投稿もなされたことへの対応を行った。

(イ) 本件請求書において摘示される範囲において、各事務処理に従事した職員に対する、給与の支給に関する事実経緯

a 前記「(ア)」に整理した、市長個人に係る国民健康保険及び国民年金に係る届出義務の違反、国民年金保険料の未納に関する一連の事務処理に対応従事した職員は、次のとおりである。

(a) 理事兼市長室長

(b) 政策部長、政策課長、秘書担当課長、政策課主任A、政策課主任B

(c) 総務部長、人事課長、人事課主査C、人事課主任D、法制文書課長

(d) 保健福祉部長、保険年金課長、保険年金課グループリーダーE(国保)、保険年金課グループリーダーF(年金)、保険年金課主任G(年金)、保険年金課主任H(年金)、保険年金課主事I(年金)

b 各職員が一連の事務処理に従事した時間を含む期間については、請求書の記載のとおりとした場合、令和7年6月30日から8月19日である。

この間、同年6月分から8月分の職員給与の支給に関しては、総務部人事課職員において支出負担行為、支出命令の各手続が処理されているが、これについてはそれぞれ、同年6月分については6月13日、同年7月分については7月10日、同年8月分については8月12日に、起案(起票)・決裁が行われており、それぞれ同年6月20日、7月18日、8月20日に給与が支給されている。このほか、保険年金課長、保険年金課グループリーダーE(国保)については、国民健康保険事業特別会計からの給与支給となっており、支出負担行為の起案(起票)・決裁日については、それぞれ同年6月12日、同年7月10日、同年8月12日となっている。

c なお、本件における一連の事務処理に従事した職員に対しては、一般の給与のほかに、時間外勤務手当等、当該事務処理に対応する、特別の手当は何ら支給されていない。

(ウ) 上記のほか、一連の事務処理に係る職員の従事状況の詳細については、別添資料(御庁指定の調査票による整理)のとおり。

(5) 関係職員に対する事情聴取

令和7年10月15日、事実関係、弁明の理由等を調査するため、監査委員事務局職員により、次の関係職員に対し、事情聴取を行った。

ア 政策部 政策部長、秘書担当課長、政策課長、財政課長

イ 総務部 総務部長、人事課長

ウ 保健福祉部 保健福祉部長、保険年金課長

(6) 監査対象事項

本請求に係る監査の対象事項は、職員措置請求書に記載されている事項及び請求人の陳述の内容を勘案して、次のように定めた。

ア 財務会計行為の先行行為である本件の各事務処理が公務ではなく違法・不当な事務執行であるか。

イ 先行行為に違法性が認められた場合、後行行為の財務会計行為である当該業務に係る職員の給与支出に違法性が承継され、違法な公金の支出となるか。

ウ 先行行為と関係のない財務会計上の事務処理手続（決裁行為を含む支出の手続など）に、違法性・不当性はあるか。

5 監査の結果

(1) 主文

本件請求を棄却する。

(2) 理由

ア 関係法令

本件請求に係る関係法令は次のとおりである。

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条第9項第1号 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第138条の2の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第138条の4第1項 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

(イ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（サービスの根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(ウ) 国民健康保険法（昭和33年12月27日号外法律第192号）

（被保険者）

第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（届出等）

第9条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

(エ) 国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）

第3条第3項 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。

（被保険者の資格）

第7条第1項 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

1 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

2 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）

（時効）

第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、これらを行行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(オ) 厚生年金保険法（昭和29年5月19日号外法律第115号）

（資格喪失の時期）

第14条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

第2号 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。

(カ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日号外法律第152号）

（組合員の資格の得喪）

第39条 職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

(設立)

第3条第1項第6号 指定都市以外の市及び町村の職員（第二号に掲げる者を除く。）

(キ) 三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年1月8日三浦市条例第36号）

第2条の2 職員の受ける給料は、正規の勤務に対する報酬であつてその職務の内容及び責任の度に基いて、これを定める。

(ク) 三浦市職員服務規則（昭和46年三浦市規則第7号）

(服務の原則)

第2条 職員は、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない。

(ケ) 三浦市事務分掌規則（昭和46年三浦市規則第5号）

(室及び課等の事務分掌)

第3条 部等設置条例に定めるもののほか、室及び課等の事務分掌は、次のとおりとする。

政策部政策課

第17号 市長及び副市長の秘書に関すること。

第20号 報道機関との連絡調整に関すること。

第21号 目安箱に関すること。

第22号 その他渉外に関すること。

総務部人事課

第1号 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。

第7号 職員の給与その他職員人件費に関すること。

第8号 市町村職員共済組合に関すること。

第11号 職員の福利及び厚生に関すること。

総務部法制文書課

第6号 法令及び例規の解釈に関すること。

第9号 行政手続の事務の総合調整に関すること。

保健福祉部保険年金課

第1号 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。

第3号 国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。

第4号 国民健康保険税の調査、統計及び報告に関すること。

第12号 国民年金に関すること。

第13号 国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失に関すること。

(コ) 三浦市金銭会計規則（昭和40年8月1日三浦市規則第10号）

(支出命令)

第34条第1項 支出命令者は、支出命令をしようとするときは、次に掲げる事項を審査し、適正と認めた場合は、債権者及び歳出科目ごとに支出命令書(別記様式第26号)を作成し、会計管理者等に送付しなければならない。

第2項 支出命令書は、債権者の請求書のほか、支出負担行為の整理区分に関する規則(昭和39年三浦市規則第17号)別表第1及び別表第2に定める支出負担行為に必要な書類を添付しなければならない。

(サ) 支出負担行為の整理区分に関する規則(昭和39年7月15日三浦市規則第17号)

第1条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第1に定めるところによる。

イ 認定事実

監査委員が認定した事実は次のとおりである。

(ア) 当該請求に係る職員が従事した各事務処理に関する事実について

a 出口市長個人の国民健康保険の遡及加入手続について

(a) 市長個人の手続状況等について

市長個人は、令和7年2月28日の前職退職から市長就任後の同年7月18日までの間、本人及び世帯に係る国民健康保険への加入(法により義務付けられる届出)手続が未了であった。これについては同日、市長個人は遡及して加入手続を行い、同年8月19日までに、関係する保険税277,533円を納付している。

なお、当該金額は、令和7年8月19日までに市長個人が納付した国民健康保険税のうち、市長個人が適切な時期に納付することが出来なかった、令和7年3月から5月までの間に対応する部分の額となっている。

(b) 市長個人の国民健康保険の遡及加入手続に関する事務について

a 就任後の市長個人の健康保険は、被用者保険である神奈川県市町村共済組合における健康保険に加入することになるため、総務部人事課の職員は、加入手続を含め、健康保険制度に関し市長個人に説明するとともに、必要な関係手続に関し、同組合との間で書類送付等の事務処理を行う業務に従事している。

b また、神奈川県市町村共済組合への加入手続に際しては、従前の健康保険加入状況について適宜確認し、必要に応じた手続状況に関する相談や、関係機関への相談等について対応をしている。

(c) 国民健康保険に係る届出等手続の処理、案内その他国民健康保険法に基づく事務処理及び国民健康保険税の賦課徴収に関する事務について

- a 〱 市長個人に関する国民健康保険については、市長就任前の期間に係る届出の未了及び国民健康保険税の賦課徴収に関する件と、就任後の被用者保険である神奈川県市町村共済組合への保険加入に差支えのある場合等について、国民健康保険への加入に関する件を案内する等、保健福祉部保険年金課の職員は、国民健康保険制度について市長個人に説明し、法令上必要な手続を案内する業務に従事している。
- b 〱 また、令和7年8月8日付で国民健康保険税の賦課を行い、同日付で納付書作成等の業務に従事している。
- b 出口市長個人の国民年金への加入の案内及び国民年金保険料の未払いの件について
 - (a) 市長個人の手続未了等に伴う事務について

市長個人は、令和7年7月18日に保険年金課に対し、市長個人の国民年金に関する手続で、法により義務付けられる届出が未了である旨の相談を行っている。その結果、厚生年金から国民年金への切替え手続についても、令和7年2月末日以降、未了であることが判明した。このため、同課からは市長個人に対し、遡及しての届出の手続を速やかに進めるべき旨の案内を行っている。
 - (b) 市長個人の国民年金の遡及加入手続に関する事務について
 - a 〱 同課の案内を受け、市長個人は、同月23日に国民年金法所定の届書（申出書）を市に提出している。令和7年7月28日に年金事務所（国所管）から市長個人あて、令和6年度から7年度分までの国民年金保険料の納付書類が発送され、同月30日頃までに市長個人に届いており、同年8月9日、市長個人は令和7年3月分（令和6年度・16,980円）及び4月分・5月分（令和7年度・35,020円）の国民年金保険料を納付している。これにより、前記手続の遅れにより、本来納付すべき時期に納付できなかった国民年金保険料「令和7年3月から5月」分（52,000円）については、全て納付対応されたことが確認されている。
 - b 〱 その他、令和7年8月4日、市長個人から保険年金課長に対し、市長個人の過去における国民年金保険料の納付状況について相談が行われている。保険年金課長は、同日、調査を行い、平成13年度から平成19年度までの間における市長個人の国民年金保険料631,900円が未納であるが、当該保険料の全ては、国民年金法第102条第3項に基づく消滅時効（2年）が完成しており、今日的には納付ができないものであることを市長へ報告している。
- c 「報道対応・住民説明」に伴う事務について

- (a) 市長個人の国民健康保険及び国民年金に係る届出義務の違反、国民年金保険料の未納に関する一連の状況については、報道発表の必要性等について理事兼市長室長、政策部、総務部、保健福祉部の各理事・部長以下管理職員による協議が行われ、報道発表の必要性が認められている。
- (b) 令和7年8月20日、政策課職員によって関係資料が調製・起案され、翌21日に決裁、報道発表として一般公表された。
- (c) 前記8月21日の報道発表に対し、政策部政策課職員は、同日、報道機関3社から取材を受け、これに対応している。
- (d) 前記8月21日の報道発表以後、保険年金課職員は、同日、電話での市民意見に対応したほか、政策課職員又は保険年金課職員は、同月29日には専用フォームで意見が寄せられたことへの対応、9月1日には目安箱へ意見が投稿されたことへの対応を行っている。

(イ) 当該請求に係る各事務処理に従事した職員及び業務時間数の特定について

次の各特定数値は、請求人からの数値等の適示がなされていないため、当職の職務権限により可能な範囲で調査し、算定した概算数値等であることを申し添える。

a 一連の業務に従事した職員及び所属

- (a) 理事兼市長室長
- (b) 政策部 政策部長、政策課長、秘書担当課長、政策課主任A、政策課主任B
- (c) 総務部 総務部長、人事課長、人事課主査C、人事課主任D、法制文書課長
- (d) 保健福祉部 保健福祉部長、保険年金課長、保険年金課グループリーダーE（国保）、保険年金課グループリーダーF（年金）、保険年金課主任G（年金）、保険年金課主任H（年金）、保険年金課主事I（年金）計18名と特定した。

b 一連の業務に従事した延べ時間数の算定

当該業務は通常の勤務時間内に行われており、正確な時間数の補足は困難であることから、対象部課等に対する調査票により提出された時間数の積み上げにより算出した。なお、調査票は、業務時間数を15分単位で回答するよう求めた。

調査票で回答のあった、市職員が一連の業務に従事した時間数の合計は、91時間30分であると特定した。なお、当該数値は、あくまで概算上の数値であり、当該値以上である場合も、あるいはそれ以下の場合もあり得る。

c 一連の業務に従事した延べ時間数を基に算出した人件費相当額

(a) 人件費相当額の算定に際しては、上記(イ)の業務時間に、各個人の給与月額を時間単価を掛けあわせて算出したものになる。

一連の業務に従事した市職員の業務時間数に要した人件費相当額は、259,998円と特定した。なお、当該数値は、あくまで概算上の数値であり、当該値以上である場合も、あるいはそれ以下の場合もあり得る。

(ウ) 当該請求に係る各事務処理に従事した職員に支出された人件費について

a 各職員が一連の事務処理に従事した期間は、令和7年6月30日から9月16日までである。

b この間、同年6月分から9月分の職員給与の支給に関しては、総務部人事課職員において支出負担行為、支出命令の各手続が処理されており、これについてはそれぞれ、同年6月分については6月13日、同年7月分については7月10日、同年8月分については8月12日、同年9月分については9月10日に起案(起票)・決裁が行われており、それぞれ同年6月20日、7月18日、8月20日、9月19日に支給されている。

c その他、国民健康保険事業特別会計からの給与支給分の支出負担行為の起案(起票)・決裁日は、それぞれ、同年7月10日、同年8月12日、9月10日となっている。なお、当該事務処理に係る時間外勤務手当等は支給されていない。

ウ 判例

本件監査にあたり、次の判例を参考とした。

(ア) 先行する行為の違法性の請求対象財務会計行為への影響(違法性の承継)に関する判例

平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決

「先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」ということを基準として、後行の財務会計上の行為の違法性を判断すべきと解される。

(イ) 地方公共団体の長の裁量権の範囲に関する判例

平成17年7月27日大阪高等裁判所判決

昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決

「(地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項について、)各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の

長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」

エ 監査委員の判断

(ア) 市長個人の国民健康保険税、国民年金保険料の未納等の問題に伴い、市職員が従事した一連の業務に対して、人件費が支出されたことは、違法・不当な公金の支出に該当するか否かについて

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。さらに、その対象の違法性又は不当性については、原則として財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものに限られるとされ、また、たとえ財務会計上の行為に先行する原因行為に違法性があったとしても、当然にその違法性が承継されて後行の財務会計上の行為が違法となるのではなく、例外的に、原因行為が著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があると認める場合に限り、原因行為の違法性が後行の財務会計上の行為に承継されるものと解されている（最高裁平成4年12月15日判決）。

これを本件についてみると、原因行為である、職員が従事した一連の業務が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があると認める場合に限り、例外的に原因行為の違法性が後行の財務会計上の行為である人件費の支出に承継されることになる。

したがって、はじめに、原因行為（先行行為）の違法性の存否について確認するとともに、違法性が認められた場合、そこに著しく合理性を欠き予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるのか否かを判断することとする。次に、財務会計上の行為である人件費の支出事務の手續自体に、財務会計法規上の違法性、不当性があるか否かを判断し、これをもって、当該監査請求に係る違法、不当な公金の支出の存否について判断することとする。

(イ) 先行する原因行為である市職員が従事した一連の業務に関する違法性の存否について

a 市職員が従事した市長個人の国民健康保険に関する業務について

(a) 総務部人事課の業務として、同課職員が一般職員に対する場合と同様に、加入を含めた健康保険制度について市長個人に説明し、必要な関係手続について、関係機関との間で書類送付等の事務処理に従事することは、三浦市事務分掌規則第3条の総務部人事課の第8号に規定される「市町村職員共済組合に関すること。」に該当する事務であり、同課職員としての通常の業務といえる。

また、神奈川県市町村共済組合への加入手続に際しては、従前の健康保険加入状況について適宜確認すること、必要に応じた手続状況に関する相談や、関係機関への相談等について職員に案内すること等は、同課の第11号「職員の福利及び厚生に関すること。」も含め、前記事務分掌に基づく通常の業務の範疇であるものと解する。

(b) 次に、保健福祉部保険年金課の業務として、同課職員が一般市民に対する場合と同様に、国民健康保険制度について市長個人に説明し、制度主管部署として法令上必要な手続を案内するとともに、加入のあった場合には、国民健康保険税の賦課・徴収を行うことは、三浦市事務分掌規則第3条の保健福祉部保険年金課の第13号「国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失に関すること。」及び、同課の第3号「国民健康保険税の賦課及び調定に関すること。」に該当する事務であり、同課職員としての通常の業務といえる。

(c) そして、これらの事務処理にあたり、首長であり特別職である市長（国民健康保険の保険者の立場でもある。）と他の一般職員との間で、扱いに差を設けることについての法律上の根拠や要請は見当たらず、実際の扱いも異なる点は認められない。

(d) また、各事務処理における各職員の対応については、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び三浦市職員服務規則第2条（服務の原則）に反する行動は認められず、適正に事務が執行されたものと解される。

(e) 請求人は、監査請求書の中で、市長を一般市民と同列に扱えない理由として、一私人とは法的地位が異なる旨を主張するが、ここでいう市長の位置付けは、行政機関あるいは国民健康保険の保険者としてではなく、あくまで国民健康保険の制度上における権利義務を有する一個人にとらえるのが妥当である。

(f) 以上のことから、国民健康保険に関し職員が従事した一連の業務は、根拠となる国民健康保険法に定める法的手続が適正に処理されたものであり、公務にほかならず、違法性、不当性は認められないものと判断した。

b 市職員が従事した市長個人の国民年金に関する業務について

- (a) 保健福祉部保険年金課の業務として、同課職員が一般市民に対する場合と同様に、市長個人に関する国民年金加入資格の取得等について、その他法令上義務付けられる届出の手続を案内し、制度主管部署として、国民年金保険料の納付状況の調査を含め、法令上必要な手続等を案内することは、三浦市事務分掌規則第3条の保険年金課第12号「国民年金に関すること。」に該当する事務であり、同課職員としての通常の業務といえる。
- (b) そして、これらの事務処理にあたり、首長であり特別職である市長と他の一般職員との間で、扱いに差を設けることについての法律上の根拠や要請は見当たらず、実際の扱いにも異なる点は認められない。
- (c) また、各事務処理における各職員の対応については、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び三浦市職員服務規則第2条（服務の原則）に反する行動は認められず、適正に事務が執行されたものと解される。
- (d) 請求人は、監査請求書の中で、市長を一般市民と同列に扱えない理由として、一私人とは法的地位が異なる旨を主張するが、ここでいう市長の位置付けは、行政機関としてではなく、あくまで国民年金の制度上における権利義務を有する一個人ととらえるのが妥当である。
- (e) 以上のことから、国民年金に関し職員が従事した一連の業務は、根拠となる国民年金法に定める法的手続が適正に処理されたものであり、事務的には法定受託事務として処理されたものであるため、公務にほかならず、違法性、不当性は認められないものと判断した。
- c 市職員が従事した当該事案に係る報道発表等に関する業務について
 - (a) 当該事案は市長個人の専ら市長就任前の行為に起因するものであるが、就任後にあつては、市長は地方自治法所定（第138条の2の2、第138条の4第1項）の執行機関であり、行政機関、国民健康保険における保険者でもある。一般的に、この立場にあつて信用失墜行為があつた場合には、必要に応じて、説明責任を果たすために報道発表等により対外対応を講ずることが求められる。
 - (b) 報道発表に関する事務にあつては、本市の報道発表指針に基づき適正に執行されており、このことから市長に裁量権の逸脱又は濫用は認められず、当該業務に違法性、不当性は認められない（大阪高裁平成17年7月27日判決、最高裁昭和53年10月4日判決）。
- (ウ) 市職員が従事した一連の業務に係る人件費の支出事務の手続自体の違法性、不当性の存否について
各事務処理に従事した職員に支出された人件費については、前記イの（ウ）認定事実のとおり、給与支出に関する手続を経てそれぞれ支給されているとこ

ろであり、各手続に係る支出負担行為、支出命令等については、市の関連例規
その他法令に照らして適正に処理されていることを確認した。

したがって、後行行為である財務会計上の人件費の支出事務の手続自体にも
違法性、不当性は認められない。

(エ) 前記のアからウの判断により、本件は、原因行為が著しく合理性を欠き、
これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるものとは認めら
れず、また、財務会計上の行為である人件費の支出事務の手続自体にも財務会
計法規上の違法性、不当性は認められなかった。したがって市職員が従事した
一連の業務に対する人件費の支出は、違法、不当な公金の支出であるとはいえ
ない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定
により主文のとおり決定する。

6 付記

今回の住民監査請求において、当該請求に係る財務会計上の行為は、適法、妥当であ
り、本市に財務会計上の損害は認められないものと判断した。

その一方で、当該事案に対応するために市職員が要した延べ業務時間数は、概算で91
時間30分に及び、18名の職員が携わったことは事実として受け止める必要がある。

令和7年8月21日付、三浦市の報道発表「出口嘉一三浦市長（個人）に係る国民健康
保険および国民年金の手続不備等について」の市長コメント欄に次のように掲載されて
いる。

「本件の行為は、それぞれ社会保険制度の理念に反するものであり、また、市長は国
民健康保険の保険者として市民に加入等の手続を求め、保険税の賦課・徴収を行う立場
であることから、責任を重く感じるとともに、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。
市長の職にあるものとして、公私を問わず法令遵守を徹底し、同様の事案が生ずること
のないよう、十分に注意してまいります。」

まさに、前記内容に十分留意の上、市政運営に努められたい。